

## 【参法 61】

# 選挙における戸別訪問解禁法案

## 【公職選挙法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

公職の選挙において、戸別訪問が認められておらず、名前連呼中心の選挙運動となっている。

→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、戸別訪問を一定の場合に解禁する必要がある。

- 1 戸別訪問について、午前7時から午後7時までの間に候補者本人が行う場合には、解禁するものとする。
- 2 選挙運動のための街頭演説等を行うことができる時間帯について、1の時間帯と同様とするものとする。

### 現 行

戸別訪問：禁止  
街頭演説等：午前8時～午後8時の間に可能



### 改 正 法

戸別訪問：  
午前7時～午後7時の間に候補者本人が行う場合には、解禁  
街頭演説等：  
午前7時～午後7時の間に可能